

法務省民商第122号

平成27年9月30日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第42号。以下「改正省令」という。）が本年10月5日から施行されることとなり、また、本日付け法務省民商第121号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について」を発出したところですが、これらに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「準則」とあるのは商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠したものを除き、いずれも改正後のものです。

記

第1 改正省令による規則等の改正の趣旨

改正省令では、商登法第7条において、登記簿には、法務省令で定めるところにより、特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号

として会社法人等番号を記録することとされたため、その記録等についての規定を新設する（商登規第1条の2及び第52条の2）とともに、会社法人等番号を記録すべき登記記録の区を規定するための改正がされた（商登規別表第一から第八まで。第2の1及び2参照。）。

また、商登法第19条の3において、商登法の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しないとされたため、その添付を要しない場合を定める規定を新設する（商登規第36条の3）とともに、規則において印鑑の提出の際に登記事項証明書を添付しなければならないこととされている場合等についても、届出書に会社法人等番号を記載した場合等には、その添付等を要しないこととするための改正がされた（商登規第9条第5項、同第9項及び第9条の4第2項。第3参照。）。

さらに、各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）、特定目的会社登記規則（平成10年法務省令第37号）、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成10年法務省令第47号）、投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）、限定責任信託登記規則（平成19年法務省令第46号）及び一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）において、商登規の規定を準用するとともに、会社法人等番号を記録すべき登記記録の区を規定するための別表の改正がされた。

第2 会社法人等番号の記録

1 会社法人等番号の記録（商登規第1条の2関係）

会社法人等番号の記録については、以下のとおり、基本的には旧準則第7条において規定されていた内容が、改めて商登規第1条の2として規定された。

(1) 特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号である会社法人等番号は、12桁の番号とし、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社、商号使用者、支配人、未成年者及び後見人につき新たに登記記録（支店の所在地における登記の登記記録を除く。）を起こすときに、登記所及び商登規第1条の2第1項各号に掲げる区分ごとに、

登記記録を起こす順序に従って付されたものが記録されることとされた（商登規第1条の2第1項）。

これにより、支店の所在地における登記の登記記録には会社法人等番号が付されないこととなるが、旧準則第7条第1項に規定していた会社法人等番号に代わって、管理番号が付されることとなる（準則第7条第1項）。

- (2) (1)にかかわらず、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社につき、新たに登記記録を起こす登記（支店の所在地における登記及び商登法第79条に規定する新設合併による設立の登記を除く。）と同時に申請された登記により閉鎖される登記記録（新たに登記記録を起こす登記と同時に申請された登記により商登規第65条第5項の規定による記録をする登記記録があるときは、当該登記記録。以下「閉鎖登記記録等」という。）があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、閉鎖登記記録等に記録されている会社法人等番号と同一のものとすることとされた（商登規第1条の2第2項）。

これは、会社法人が法人格を失わない限り、当該会社法人の本店所在地における登記記録には、一意の会社法人等番号を引き続き記録する従前の取扱い（旧準則第7条第2項）を維持するものである。

- (3) (1)にかかわらず、外国会社につき新たに登記記録を起こす場合において、当該外国会社につき他の登記所において既に起こされた登記記録であって、現に効力を有するもの（以下「外国会社先行登記記録」という。）があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、外国会社先行登記記録に記録されている会社法人等番号と同一のものとすることとされた（商登規第1条の2第3項）。

これは、外国会社の登記記録に付される会社法人等番号によって、特定の外国会社の識別を可能とするため、当該外国会社の日本における営業者や代表者の住所地を管轄する登記所が複数ある場合において、各登記所で起こされる登記記録に統一した番号を記録する従前の取扱い（旧準則第7条第3項）を維持するものである。

- (4) (1)にかかわらず、商号使用者、支配人、未成年者及び後見人（以下「商号使用者等」という。）につき新たに登記記録を起こす場合において、当該登記記録に記録されるべき商号使用者、商人、未成年者又は被

後見人の氏名及び住所が、商号使用者等につき既に起こされた他の登記記録であって、現に効力を有する登記記録（商号使用者等がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合にあっては、その旧所在地における登記記録を含む。以下「商人先行登記記録」という。）に記録されているときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、商人先行登記記録に記録されている会社法人等番号と同一のものとするにとされた（商登規第1条の2第4項）。

これは、商号使用者等につき新たに起こす登記記録には、一意の会社法人等番号を引き続き記録する従前の取扱い（旧準則第7条第4項）を、次の点を除き、維持するものである。すなわち、旧準則第7条第4項では、既に起こされた登記記録が商号の譲受人又は相続人の登記がされている登記記録であるときは、当該登記記録に付された会社法人等番号が、従前の商号使用者に付されたものか、商号の譲渡等を受けた商号使用者（譲受人又は相続人）に付されたものか判然としないため、当該登記記録は商人先行登記記録として扱わないこととされていたが、商登規第52条の2の規定により、商号の譲渡又は相続による変更の登記をする場合には、譲受人又は相続人につき新たに登記記録を起こすこととされたため（3参照）、当該登記記録には、譲受人又は相続人の会社法人等番号が記録される（商登規第1条の2第1項参照）ことから、当該登記記録も商人先行登記記録として取り扱うこととされた。

2 登記事項証明書等の記載事項（商登規第30条関係）

登記簿には、会社法人等番号を記録することとされ（商登法第7条）、会社法人等番号は登記事項証明書及び登記事項要約書の記載事項とされた（商登規第30条第1項及び第2項並びに第31条第2項）。

これにより、例えば、省令改正前の登記事項証明書では会社法人等番号は欄外に記載されていたところ、準則第35条第4項で定める登記事項証明書記載例のように、会社法人等番号が商号区に記録されている事項として記載されることとなる。

3 商号の譲渡又は相続の登記（商登規第52条の2関係）

商号の譲渡による変更の登記をする場合には、譲渡人につきその商号の登記記録に商号の譲渡があった旨、譲受人の氏名及び住所並びに譲渡の年月日を記録し、当該登記記録を閉鎖するとともに、譲受人につき新たに登

記記録を起こして、商登法第28条第2項に掲げる事項、商号の譲渡があった旨、譲渡人の氏名及び住所並びに譲渡の年月日を記録することとされた（商登規第52条の2第1項）。

これらの登記すべき事項は、商登法第28条第2項に掲げる事項を除き、各登記記録中の登記記録区に記録しなければならないこととされた（商登規第52条の2第2項、別紙記録例参照）。

なお、商号の相続による変更の登記についても同様である（商登規第52条の2第3項）。

したがって、商号の譲渡又は相続による変更の登記をする場合にも、譲受人又は相続人につき新たな登記記録を起こすことになることから、当該登記記録には、譲受人又は相続人の会社法人等番号が付されることとなる（商登規第1条の2第1項参照）。

第3 添付書面の特例

1 登記申請における添付書面の特例（商登規第36条の3関係）

(1) 商登法の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書について、申請書に会社法人等番号を記載した場合には、これを添付することを要しないとされた（商登規第36条の3）。

(2) 商登法19条の3において、商登法の規定により登記の申請書に登記事項証明書を添付しなければならないとされている場合には、商登法第42条第1項第3号のように登記事項証明書と明記されている場合だけでなく、商登法第38条のように「旧所在地においてした登記を証する書面」などと規定されている場合も含まれる。

また、商登法第18条では代理人が登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならないとされているところ、法人が代理人となる場合には、その代表者の資格を証する書面をも添付する必要があると解される。この場合の代表者の資格を証する書面についても、申請書に会社法人等番号が記載されていれば、添付することを要しない。

(3) 登記所においては、(1)及び(2)により申請書に会社法人等番号を記載して申請がされた場合には、商登法の規定により添付しなければならないとされている登記事項証明書と同一の内容が記載された帳票を登記情

報システムを用いて出力した上で調査を行い、当該帳票を申請書とともに編綴することとする。

2 印鑑の提出等における特例（商登規第9条第5項、第9項及び第9条の4第2項関係）

印鑑の提出、印鑑カードの交付請求など登記申請以外の手続で登記事項証明書等を添付しなければならないとされている手続においても、届出書等に会社法人等番号を記載することによりこれを添付することを要しないとされた（商登規第9条第5項、第9項及び第9条の4第2項）。

この場合にも、登記の申請の場合（1(3)参照）と同様に、添付しなければならないとされている登記事項証明書と同一の内容が記載された帳票を登記情報システムを用いて出力した上で調査を行い、当該帳票を関係書類とともに編綴することとする。

第4 施行期日及び経過措置（改正省令附則第1条及び第2条関係）

改正省令は、平成27年10月5日から施行されるところ、改正省令の施行前にされた商号の譲渡又は相続による変更の登記の申請に係る登記の手続については、なお従前の例によることとされた。

記録例

1 商号の譲渡による登記

(1) 譲受人の登記

商号	霞が関和菓子店
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
会社法人等番号	0100-04-000456
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目3番3号 法務花子
営業の種類	和菓子の製造販売
登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目2番2号法務太郎から商号譲渡 平成27年10月 5日登記

(2) 譲渡人の登記

登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目3番3号法務花子に商号譲渡 平成27年10月 5日登記 平成27年10月 5日閉鎖
------------	--

2 商号の相続による登記

(1) 相続人の登記

商号	霞が関和菓子店
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
会社法人等番号	0100-04-000456
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目3番3号 法務花子
営業の種類	和菓子の製造販売
登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目2番2号法務太郎から相続 平成27年10月 5日登記

(2) 被相続人の登記

登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目3番3号法務花子に相続 平成27年10月5日登記 平成27年10月5日閉鎖
------------	--